

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議（各ワーキング・グループ等）において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎：各ワーキング・グループ等（本会議で取り扱うこととされている事項）に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○：再検討が必要（「◎」に該当するものを除く）と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
290927008	29年9月27日	29年10月19日	29年11月7日	食品添加物における審査済み高度精製食品添加物との同等性を示すための届出書「届出書」制度を、高度精製飼料添加物に横展開することにより、数ヶ月から1年にもおよぶ現行審査時間を短縮し、商業化のリードタイムの大幅短縮を可能にしたい。	【提案内容】 高度精製食品添加物で実施されている「審査済み高度精製添加物との同等性を示すための届出書」制度を、高度精製飼料添加物に横展開することにより、数ヶ月から1年にもおよぶ現行審査時間を短縮し、商業化のリードタイムの大幅短縮を可能にしたい。	日本ハイオ産業人会議	内閣府 厚生労働省 農林水産省	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第2の2「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續（平成14年11月26日 農林水産省告示第1780号）第3条第2項、組換えDNA技術により得られた生物を利用して製造された飼料添加物のうち最終産物が高度に精製され、その安全性の確保に支障がないことを農業資材審議会及び食品安全委員会において確認された飼料添加物について、これと同等とみなされる飼料添加物の安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準（平成27年11月26日農林水産省告示第2655号）、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年6月20日政令第273号）第1条、食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令（平成15年6月23日内閣府令第66号）」に基づき、それぞれ農林水産省が定める基準を満たしたものであるものとして農林水産大臣の安全性確認は不要としています。	組換えDNA技術により得られた生物を利用して製造された飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年7月24日農林省令第35号。以下「省令」という。）別表第2の2の規定に基づき、その安全性について農林水産大臣の確認を受けたものでなければなりません。この確認にあたっては農林水産大臣は、農業資材審議会及び食品安全委員会の意見を聴くこととされています。	組換えDNA技術応用飼料添加物のうち、省令別表第2の2ただし書きの基準に基づき、最終産物が高度に精製され、安全性の確保に支障がないことが農業資材審議会及び食品安全委員会によって確認されたアミノ酸及びビタミン（以下「高度精製飼料添加物」という。）については、農林水産大臣の確認は不要とされています。	組換えDNA技術により得られた生物を利用して製造された飼料添加物のうち最終産物が高度に精製され、その安全性の確保に支障がないことを農業資材審議会及び食品安全委員会において確認された飼料添加物について、これと同等とみなされる飼料添加物の安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準（平成27年11月26日農林水産省告示第2655号）、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年6月20日政令第273号）第1条、食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令（平成15年6月23日内閣府令第66号）」に基づき、それぞれ農林水産省が定める基準を満たしたものであるものとして農林水産大臣の安全性確認は不要としています。	組換えDNAにより得られた生物を利用して製造された飼料添加物のうち最終産物が高度に精製され、その安全性の確保に支障がないことを農業資材審議会及び食品安全委員会において確認された飼料添加物について、これと同等とみなされる飼料添加物の安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準（平成27年11月26日農林水産省告示第2655号）、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第14号、食品安全委員会令（平成15年6月20日政令第273号）第1条、食品安全委員会令第1条第1項の内閣府令（平成15年6月23日内閣府令第66号）」に基づき、それぞれ農林水産省が定める基準を満たしたものであるものとして農林水産大臣の安全性確認は不要としています。	△
290928067	29年9月28日	29年11月6日	29年11月30日	PF事業実施プロセスに関する業者選定基準と選定プロセスの明示	【具体的提案】 PF事業実施プロセスに関するガイドラインにおいて、「民間事業者の選定基準と選定プロセスをあらかじめ明示すること」を明記して頂くようお願いいたします。	公益社団法人西経済連合会	内閣府	PF事業実施プロセスに関するガイドライン	PF事業実施プロセスに関するガイドライン	現行制度下で対応可能	左記のとおり、民間事業者の提案の評価を行う場合には、評価項目、評価基準、ポイント等を募集の際にあらかじめ明示し、その評価基準に従って評価を行うものとされ、また、民間事業者の選定結果の公表に当たっては、選定過程の透明性を確保するために必要な資料をあわせて公表することとなっているため、御提案の内容は現行のガイドラインにおいて既に明記されております。		
290928068	29年9月28日	29年11月6日	29年11月30日	PF事業実施プロセスに関する民間事業者の知的財産の取扱い	【具体的提案】 PF事業実施プロセスに関するガイドラインにおける民間事業者からの提案に含まれる知的財産の保護に関して、民間事業者から提案された情報をすべて知的財産に含むよう、厳格にしたいとお願い致します。	公益社団法人西経済連合会	内閣府	PF事業実施プロセスに関するガイドライン	PF事業実施プロセスに関するガイドライン	対応不可	左記のとおり、民間提案全体について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に關する事業の実施に関する基本方針」において「民間提案を行った民間事業者の権利その他正当な利益を損ねないよう留意して取り扱うこととされており、そのため、仮に「知的財産」には該当しないとされた情報であっても、提案を受け「管理者が厳格に取り扱うこと」に変わりはありません。なお、提案を行っていること自体が知的財産に含まれるかどうかは、管理者等と提案を行った民間事業者の双方で協議していく必要があると考えられます。提案を行っていること自体が知的財産に含まれると一律にガイドラインで明記するのは適当でないと考えられます。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290829038	29年9月29日	29年11月6日	30年10月30日	民間事業者による行政情報の有効な活用を推進するための基盤の構築	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政が保有する顧客の住所等の情報について、本人の事前同意を前提に民間事業者による有効な利活用を推進するなど、官民の情報連携基盤を構築いただきたい。</li> <li>【提案理由】</li> <li>・現在、官民が保有する情報の連携基盤がないため、情報の有効活用が図られておらず、国民・行政機関・民間事業者に多大なコスト・時間・労力が発生している。</li> <li>・番号法では、激甚災害時に生命保険会社が個人番号を利用できるとされているが、自社内で顧客検索のキーとして用いることのみであり、行政機関の保有する安否情報や延滞先等の確認への利用はできない。</li> <li>・東日本大震災に際し、生命保険会社は被災地の戸別訪問等により安否確認をし、請求助災に努めたが、災害時に生命保険会社からの照会に対して行政機関が被災した被保険者等に関する安否情報や避難先等の情報を提供できることが明確になれば、被災者に対するより迅速・確実な保障の提供が可能となる。</li> <li>・また、現行の番号法では利用範囲が社会保障等に限定されているが、公的社会保障を補完する生命保険事業の公共性に鑑み、本人の事前同意を前提として、生命保険会社が平明においても行政機関保有情報を利用できれば、より迅速・確実な保険金支払等に繋がるとともに、番号制度を通じ、引越しや死亡等のライフイベントにじたワンストップサービスとして、例えば、終身年金・死亡保険金の支払や住所変更の手続きをより迅速かつ確実に実施できれば、特に高齢者に対する確実な安全管理、支払管理態勢の構築が可能となる。</li> <li>・なお、公的個人認証サービスを活用する場合、生死情報や住所情報に係る異動の瑞続は把握できるものの、変更内容に係る行政機関への別送の照会や、顧客によるマイナンバーカードの定期的な更新等を要する点で留意が必要である。</li> <li>・一般消費者の意識調査(2016年11月生命保険協会実施)では、生命保険における番号制度の利活用の実現を望む声が割合を超えており、本要望の実現により、国民の期待に応えられる。</li> <li>・また、現行の番号制度は、個人番号の利用について本人の自己決定を認めていないが、『官民データ活用推進基本計画』(2017年5月閣議決定)においても、個人の関与の下での多様な主体による官民データの利活用ルールの整備等を実施することとされており、本人の事前同意を前提として番号制度の利活用範囲を拡大することは、政府の方針にも適うものと考ええる。</li> </ul>	一般社団法人生命保険協会	内閣府総務省	<p>住所は住民基本台帳において、住民票の記載事項とされています。住民基本台帳に記録されている住所情報を含めた個人情報を入力するためには、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求又は住民票の写しの交付請求により行うこととされており、また、個人情報保護の観点から、一定の要件を満たさない限り、入手することはできないこととされています。</p> <p>具体的には、①請求者本人または同一世帯員は、自身の住民票の写しの交付請求が可能であること、②一方、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要であると認められる場合に限り、閲覧または住民票の写しの交付を請求することが可能であること、③また、それ以外の第三者は、公益性の高い活動を行うために必要であると市町村長が認める場合に閲覧を請求することが可能であり、また、自己の権利行使又は義務の履行のため、国又は地方公共団体に提出するため等、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合に限り、住民票の写し等の交付を申し出ることが可能であること、とされています。</p> <p>なお、番号法に基づく個人番号の利用範囲と、住民基本台帳法による住所等の情報の入手は、直接関係するものではありません。</p>	住民基本台帳法第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第12条の3行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、附則第6条第1項、第3項、第4項	対応不可、検討に着手	<p>住民基本台帳から住所等の情報を入力するためには、住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写しの交付によるべきものであり、「要望」のように、行政機関が保有する住所等の情報を民間でも活用可能とするデータの基盤構築については、認められません。</p> <p>一方で、死亡手続等の簡化に向け、行政手続に加え民間手続も含めたワンストップサービスの在り方について、今回ご提案いただいた民間事業者の視点も含めて、検討中です。</p>	
290829039	29年9月29日	29年11月6日	29年11月30日	利子補給金制度における支給対象先の拡大	<p>【提案の具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利子補給金制度(総合特区支援利子補給金、環境配慮型融資促進利子補給金の制度)における補助金の支給対象に生命保険会社を加えて頂くことを要望します。</li> <li>【提案理由】</li> <li>・利子補給金制度において、金融機関が特定分野に係る企業貸付を行う際、利子補給を受けられます。</li> <li>・当制度では、生命保険会社は対象になっていませんでしたが、本年、エネルギー使用合理化特定設備導入促進事業費補助金(経産省)および環境リスク調査融資促進利子補給金(環境省)については、措置を講じて頂いています。</li> <li>・他にも生命保険会社が対象となっていない利子補給制度がある中で、今年度は、総合特区支援利子補給金(内閣府)と環境配慮型融資促進利子補給金(環境省)において、支給対象に加えて頂くことを要望します。</li> <li>・生命保険会社は、生命保険契約により受け入れた保険料を長期に亘る企業貸付等により運用しており、その資金は全国各地において企業の設備投資等に広く活用されています。</li> <li>・したがって、利子補給金制度において、補給金の支給対象に生命保険会社を加えることは、企業の資金調達手段の多様化や資金調達先の分散化に繋がります。ひいては地域経済や日本経済全体の発展に繋がると考えられます。</li> </ul>	一般社団法人生命保険協会	内閣府環境省	<p>【内閣府】総合特区区域法第28条、総合特区区域法第56条</p> <p>【環境省】環境情報の提供の促進等に関する特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(第4条、第5条)、特別会計に関する法律(第85条第3項第1号)、特別会計に関する法律施行令(第50条第1項第10号)</p>	【内閣府】対応	【環境省】検討に着手	<p>【内閣府】生命保険会社の融資に対する営業審査体制や融資による事業効果の検証体制及びこれまでの実績等に関する検証を実施した上で、生命保険会社を支給対象金融機関に追加することとしました。</p> <p>関連法令である総合特区区域法施行規則(平成23年内閣府令第39号)の一部を改正し、平成29年3月31日に公布、同年4月1日に施行したところです。</p> <p>【環境省】来年度に向けて、環境配慮型融資促進利子補給事業の改善に向けた検討を開始しております。</p> <p>それを踏まえ、(一社)生命保険協会としての環境配慮型融資に関する取組実績等を確認させていただいた上で対応を検討したいと考えております。</p>	
291003002	29年10月3日	29年11月14日	29年11月30日	公益法人の収支相償原則の更なる弾力的な運用(特定費用準備資金等の更なる活用を含めた抜本的見直し)	<p>(具体的提案内容)</p> <p>公益法人の収支相償原則については、将来の特定活動のために支出する費用に備えて保有する「特定費用準備資金」等を活用することにより、将来の収支変動に備えることができるとされている。</p> <p>しかし、その場合、過去の業績や事業環境の見直しを踏まえ、活動見込みや限度額の見直しが可能である等の要件を満たすことが必要であるとされており、また、具体的にどのような場合であれば認められるかが明らかではない。</p> <p>このため、まずは具体的にどのような場合であれば、将来の収支変動に備えた特定費用準備資金の活用が可能となるか、実例等を含めた分かりやすいガイド等を作成し、周知すべきである。</p> <p>また、将来的には、特定費用準備資金の活用にとどまらず、新経済連盟の提言(2017.4.27)で提案しているように、事前規制的手法から事後規制的手法への抜本的な見直しが必要であると考えられ、具体的な検討を始めるべきである。</p> <p>【提案理由】</p> <p>・公益法人の収支相償原則については、その制度及び運用の厳格化により、公益法人の中長期的・弾力的な運営を困難にしている(また、そのため、公益法人等による中長期的な社会的事業の支援(ベンチャー・フィランソピー)の実施を困難にしている)ことは、これまで、新経済連盟の度々の提言(2016.4.28、2017.4.27)や規制改革ホットライン提案でも繰り返し述べてきたところである。</p> <p>・内閣府公益認定等委員会(公益法人の会計)に関する研究会は、「平成28年度公益法人の会計に関する諸課題の検討の整理について」(2017年6月9日)において、本件に関する検討を行ったものの、いまだ具体的な実例等の整理・提示まで至っていない状況である。</p> <p>・したがって、公益法人の中長期的・弾力的な運営を容易にし、公益法人等を通じた社会的事業に対する支援をより活発化する観点から、特定費用準備資金の活用に関する実例等を含めた分かりやすいガイド等を早期に作成し、周知すべきである。</p> <p>また、将来的には、特定費用準備資金の活用にとどまらず、新経済連盟の提言(2017.4.27)で提案しているように、事前規制的手法から事後規制的手法への抜本的な見直しが必要であると考えられ、具体的な検討を始めるべきである。</p>	一般社団法人新経済連盟	内閣府	<p>公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはなりません(認定法第5条、第14条)。公益法人は、公益目的事業に係る法人税が非課税になるなど税の優遇措置を受けることとなりますが、この「収支相償の基準」は、公益法人が税制上の優遇を受けるための重要な前提となっています。</p> <p>特定費用準備資金の積立については、「当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること」、「積立限度額が合理的に算定されていること」など認定法施行規則第18条第3項各号の要件を満たすものでなければなりません(府令第18条)。</p>	公益認定法第5条第6号、第14条、施行規則第18条	現行制度下で対応可能	<p>公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないこととされており(認定法5条、14条)、この「収支相償の基準」は、公益法人が、公益目的事業に係る法人税が非課税になることといった税制上の優遇を受けるための重要な前提となっています。</p> <p>特定費用準備資金の積立については、御指摘のとおり当該資金の目的である活動を行うことが見込まれること、積立限度額が合理的に算定されていることなど認定法施行規則第18条第3項各号の要件を満たすものでなければなりません(府令第18条)。</p> <p>将来の収支変動に備えて法人が積み立てる資金(基金)を特定費用準備資金として保有することについても、将来の支出の確実性を担保する観点から、過去の実績や事業環境の見直しを踏まえ、活動見込みや限度額の見直しが可能であるなどの要件を満たす限りで有効に活用されるべきものと考えられます。当該要件に合致するための条件については、平成28年度に内閣府公益認定等委員会(公益法人の会計)に関する研究会において検討が行われましたが、統一的なメルクマールを設定することは困難であり、具体的な事例を提示して参考に資することが有効であると考えられるため、事例の蓄積・提示に努めることとさせていただきます。今後、研究会の結果も踏まえ、事例の提示に努めてまいります。</p>	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項  
○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
△:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
291003003	29年10月3日	29年11月14日	29年11月30日	公益法人の収支相償原則の更なる強力的運用(二段階計算方式を一段階に)	<p>(具体的提案内容)  公益法人の収支相償原則に関し、現行の二段階計算方式(各事業単位での収支相償及び法人の公益活動全体での収支相償)を、一段階計算方式(法人の公益活動全体での収支相償のみ)に改めること。</p> <p>(提案理由)  昨年の規制改革ホットラインにおいて、新経済連盟からは同趣旨の提案を行い、その際の提案理由として以下を示したところである。  「公益法人の収支相償原則の趣旨は、公益法人が利益を内部で溜めず、公益目的事業に充てるべき財源を最大限活用し、受益者を広げるものであると考えられ、そうであるとするれば、公益法人が行っている公益目的事業全体の収支相償のみを問題とすべきであって、個別事業ごとに収支相償を求めることは過剰である。個別事業ごとに厳しく収支相償を求めることで、法人として実施を躊躇する公益事業が生じる、非効率な運営を招くなどの問題が生じている。」  この提案に対し内閣府は、二段階計算方式によって、法人が実施する公益目的事業に関わる収支を自ら把握しやすくする効果があるとしているが、そうであるとするれば、それは各法人の自由な選択に任せるべき問題であり、すべての法人に対して義務とすべきものではないと考えられる。  また内閣府は、公益目的事業を一つにまとめることが可能な場合には二段階で判断する必要はなく、一段階で収支相償の計算を行うことが可能であると、同語反復とも答える回答を行っており、提案内容に正面から答えていないばかりか、実質的に「対応不可」の回答を「現行制度下で対応可能」としていると言わざるを得ない。  については、再度同趣旨の提案を行うので、本提案への対応が実質的にも不可の場合には、その合理的な根拠も含めて明確に示されたい。</p>	一般社団法人、新経済連盟	内閣府	<p>公益法人は、その公益目的事業を行うに当たり、当該公益目的事業の実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはなりません(認定法第5条、第14条)。公益法人は、公益目的事業に係る法人税が非課税になるなど税の優遇措置を受けることとなりますが、この「収支相償の基準」は、公益法人が税制上の優遇を受けるための重要な前提となっています。</p> <p>収支相償かどうかについては、二段階で判断します。まず、第一段階では、公益目的事業単位で事業に特に関連付けられる収入と費用とを比較し、次に第二段階で、第一段階を満たす事業の収入、費用も含め、公益目的事業を管理する会計全体の収入、費用を比較します(公益認定等ガイドライン)。</p> <p>なお、第一段階の収支相償に係る事業区分については、事業の実態等から類似、関連するものであれば、適宜まとめることは可能ですが、この場合には事業をまとめた理由を明確にしなければなりません。事業をまとめた結果、公益目的事業が一つとなる場合には第一段階の収支相償の計算は省略可能です(新たな公益法人制度への移行等に関するよくある質問)。</p>	公益認定法第5条第6号、第14条	対応不可	<p>公益法人は不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する公益目的事業を行うことを主目的とする法人であり(認定法第5条第1号)、公益目的事業については、事業に係る収入はその実施に要する適正な費用を償う額を超えないことが定められているため(認定法第5条第6号)、まず、第一段階として事業単位で収支を見ることが必要となります。しかし、必ずしも特定の事業に係る収支には含まれないもの、なお法人の公益活動に係る収支が存在するため、第二段階として法人の公益活動全体の収支を見ることがされています。</p> <p>これは、特定の事業に関連付けられていない経常収益(公益のためとして一般的に受ける寄附金等)も公益目的事業に適切に使用されているかを判断するため、第一段階の収支相償を満たした各事業に係る経常収益と経常費用に加え、第二段階として、公益目的事業の会計に属するその他の経常収益で各事業に直接関連付けられないもの等も加えて収支を比較する必要があることから、第一段階と第二段階に分けて判断する仕組みとなっているものです。従って、事業をまとめた結果、公益目的事業が一つとなる場合以外には第一段階は省略できません。</p>	

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
291003004	29年10月3日	29年11月14日	29年11月30日	公益法人の理事等に係る親族制限等の撤廃	公益法人の理事及び監事については、公益法人法第5条第10号及び第11号により、各理事・監事について、配偶者・三親等内の親族等である理事・監事の合計数が理事・監事の総数の3分の1を超えないという、いわゆる親族制限等が設けられている。 本制度は、不特定多数の利益の増進に寄与すべき公益法人が、一部の利益のみを囲む結果とならないよう設けられているものであると考えられる。 しかしながら、同様の制限は、公益財団法人において理事・理事会を監督する立場にあり、法人の最高議決機関である評議員会を構成する評議員については設けられ、公益法人の理事等(以下同様)から、また、監事の総数が2名以上の親族制限等に係る者が1名の場合、その合計数が親族制限を設けていないとして、当該制限にはかからないとされている(公益法人information よくある質問(FAQ)問4-2-2の回答)。 このように、いわゆる親族制限等には、その例外・抜け穴的なものも存在しているが、公益法人には事業活動の公益性を担保するその他多くの仕組みがあり、上記の例外的なものによる問題が生じたことはないと考えられる。 地方、この親族制限等が存在することにより、特に財団法人において必要な理事を確保することができず、機動的に公益法人を設立できない問題が生じていると考えられる。 以上のことから、公益法人の理事等に係る親族制限等については、撤廃することを提案する。	一般社団法人 新経済連盟	内閣府	公益認定法第5条第10号、第11条	対応不可	公益法人の本来の目的は不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することであるところ、理事及び監事のそれぞれの総数に占める相互に密接な関係を有する者の数の割合が大きくなると、これらの者が特定の者の利益を固めるために理事会の運営を支配し、又は、理事に対する監事の適正な監査がなされず、結果的に不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するといふ公益法人本来の目的に反した業務運営が行われるおそれがあります。このため、同一親族等関係者(認定法第5条第10号)、同一団体関係者(認定法第5条第11号)が理事及び監事に占める割合について一定の制限を設けているものです。 なお、評議員は、法人の設立段階で表明された設立者の意思を尊重して法人の目的達成のために行動することが求められており、業務執行機関である理事とは異なること、また、業務運営の方針等を決定し得る余地は小さいため評議員の専横により一部の者の利益が過及されるおそれは低いと考えられることから、理事及び監事のような制限は設けていません。	
291006001	29年10月6日	29年11月14日	29年11月30日	企業版ふるさと納税に於ける、企業に対する経済的利益的の供与に係る禁止の緩和	企業版ふるさと納税については、地方再生法施行規則第13条により、地方公共団体は、寄附を行う法人に対し、寄附を行うことの代償として経済的利益を供与してはならないとされている。そして、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」において、その具体的な例として、 ・補助金を交付すること ・他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること ・入札及び許認可において便宜の供与を行うこと ・合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること ・このほか、経済的利益を供与することが示されている。 このような経済的利益の供与を禁止している趣旨としては、中立・公正であるべき行政の決定が歪められることのないようにするものであると考えられる。確かに、補助金の交付等について、適正な手続によることなく、寄附を行った法人に対して行われることがあれば大きな問題を生じると考えられるが、すべての経済的利益の供与をすべて禁止することは必ずしも適当ではないと考えられる。 具体的には、法人からの寄附を充てる自治体の事業の増進に寄与するものと認められ、かつ、供与する経済的利益が過度に大きいものでなければ、当該経済的利益の供与を認めることで、法人側にも寄附のインセンティブが与えられるとともに、自治体側としても公益性のある事業を更に推進することが可能となると考えられる。また、これによって行政の意思決定が歪められることもないと考えられる。 例えば、特定自治体において技術者の養成を行うため、研修施設を設置することとした場合において、寄附を行った法人の従業員が当該研修施設を積極的に利用できるよう、一定期間無料又は低価格で利用できるクーポン等を供与すること等が考えられる(なお、その際、供与する経済的利益の上限として、例えば寄附額の30%までとする等も考えられる)。	一般社団法人 新経済連盟	内閣府	地域再生法施行規則第13条	対応不可	企業版ふるさと納税の制度創設にあたって、いわゆる「見返り」について、モラルハザードを招かないようにするべきとの意見を地方公共団体からいただいている。これを受け、地方公共団体と寄附企業との間で懸念が生じることのないよう、内閣府において経済的利益の供与を禁止しているものもあり、ご提案のような経済的利益の供与の禁止について例外を設けることは、困難である。	
300202001	30年2月2日	30年2月23日	30年3月30日	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の円滑な運営と市民生活・経済活動の共存	【提案の具体的内容】 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に際し、国民や企業等の理解と協力の下、大会に係る輸送サービスの質の確保と市民生活や経済活動の安定の両立を図る取り組みを推進すべきである。 特に、開会式等の主要イベントの開催日を祝日化する等の措置を講ずることにより、公共交通機関の混雑緩和等を実現し、大会関係輸送の質の確保と通常の市民生活・経済活動との両立をはかる必要がある。 【提案理由】 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会においては、経済活動が集積する東京を始めとする諸都市において各種競技が開催される予定である。大会期間中は国内外から多くの要人や観光客が訪れると共に、大規模な交通規制が行われることも想定されるため、市民生活や経済活動にも大きな影響が及ぶものと考えられる。 そのため、大会期間中においては、既存の道路や公共交通機関を最大限、効率的・効果的に活用し、それぞれ国民、企業等の立場から移動の必要性、手段、ルート等の見直しに取り組みむことにより、大会輸送と一般交通が適切に共存できる環境を創出する必要がある。 また、各企業においてもテレワークや時差出勤の取り組み等を推進していくことが期待されているが、国においても休日(祝日)の設定や変更等の対策を講ずるべきと考えられる。 なお、2016年のリオ大会においても、学校の休暇期間を変更(7月→8月)するとともに、開会式、閉会式等主要スケジュールの前夜に休日を設定する対策を講じたことにより、交通混雑緩和等の効果が確認されたことから、東京2020大会に向けて類似の措置の導入検討を要するものである。	(一社)日本経済団体連合会	内閣官房 内閣府	【祝日化について】 国民の祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)第2条により規定。 【祝日化について】 国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)	【祝日化について】 政府としては、東京都及び組織委員会の検討を支援するため、東京都、組織委員会、関係自治体、経済界及び交通・物流事業者と交通輸送円滑化推進会議を立ち上げ、大会輸送と一般交通の適切な共存を図るため、企業等の皆様の理解と協力を得ながら、大会期間中の国民や企業等の交通行動の見直しに関する機運醸成や合意形成を図り、円滑な輸送の実現に取り組みをまいります。 【祝日化について】 国民の祝日は、国民の祝日に関する法律(昭和23年7月20日法律第178号)により、「国民こそが祝日、感謝し、又は記念する日」と規定されており、その新設、改廃については、国権の最高機関であり、国民の意思を最も直接に代表する機関でもある国会で御議論の上、決定していただくべき事柄である。 なお、東京2020のオリンピック・パラリンピック競技大会の開催に係る国民の祝日の取扱いについては、現在、超党派の議員連盟において、検討を行っていることは承知している。		

# 規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300220029	30年2月20日	30年3月13日	30年10月30日	民間事業者による行政情報の有効な利活用を推進するための基盤の構築	<p>【提案の具体的内容】                      ・行政が保有する顧客の住所等の情報について、本人の事前同意を前提に民間事業者による有効な利活用を推進するなど、官民の情報連携基盤を構築いただきたい。                      【提案理由】                      ・現在、官民が保有する情報の連携基盤がないため、情報の有効活用が図られておらず、国民・行政機関・民間事業者に多大なコスト・時間・労力が発生している。                      ・番号法では、震災災害時に生命保険会社が個人番号を利用できるとされているが、自社内で顧客検索のキーとして用いることのみであり、行政機関の保有する安否情報や避難先等の確認への利用はできない。                      ・東日本大震災に際し、生命保険会社は被災地の戸別訪問等により安否確認をし、請求勧奨に努めたが、災害時に生命保険会社からの照会に対して行政機関が被災した被保険者等に関する安否情報や避難先等の情報を提供できることが明確になれば、被災者に対するより迅速・確実な保障の提供が可能となる。                      ・また、現行の番号法では利用範囲が社会保障等に限定されているが、公的社会保険を補完する生命保険事業の公共性に鑑み、本人の事前同意を前提として、生命保険会社が平時においても行政機関保有情報を利用できれば、より迅速・確実な保険金支払等に繋がる。さらに、番号制度を通じ、引越しや死亡等のライフイベントに応じたワンストップサービスとして、例えば、終身年金・死亡保険金の支払や住所変更の手続きをより迅速かつ確実に実施できれば、特に高齢者に対する確実な契約管理、支払管理態勢の構築が可能となる。                      ・なお、公的個人認証サービスを活用する場合、生死情報や住所情報に係る異動の確信は把握できるものの、変更内容に係る行政機関への別途の照会や、顧客によるマイナンバーカードの定期的な更新等を要する点で留意が必要である。                      一般消費者の意識調査(2016年11月生命保険協会実施)では、生命保険における番号制度の利活用の実現を望む声が9割を超えており、本要望の実現により、国民の期待に応えられる。                      ・また、現行の番号制度は、個人番号の利用について本人の自己決定を認めていないが、『官民データ活用推進基本計画』(2017年5月閣議決定)においても、個人の関与の下での多様な主体による官民データの利活用ルールの整備等を実施することとされており、本人の事前同意を前提として番号制度の利活用範囲を拡大することは、政府の方針にも合うものと考ええる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	内閣府総務省	<p>住所は住民基本台帳法において、住民票の記載事項とされています。住民基本台帳に記録されている住所情報を含めた個人情報入手するためには、住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求又は住民票の写しの交付請求により行うこととされており、また、個人情報保護の観点から、一定の要件を満たさない限り、入手することはできないこととされています。</p> <p>具体的には、①請求者本人または同一世帯員は、自身の住民票の写しの交付請求が可能であること、②一方、国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要であると認められる場合に限り、閲覧または住民票の写しの交付を請求することが可能であること、③また、それ以外の第三者は、公益性の高い活動を行うために必要であると市町村長が認める場合に閲覧を請求することが可能であり、また、自己の権利の行使又は義務の履行のため、国又は地方公共団体に提出するため等、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合に限り、住民票の写し等の交付を申し出ることが可能であること、とされています。</p> <p>なお、番号法に基づく個人番号の利用範囲と、住民基本台帳法による住所等の情報の入手は、直接関係するものではありません。</p>	住民基本台帳法第11条、第11条の2、第12条、第12条の2、第12条の3行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、附則第6条第1項、第3項、第4項	対応不可 着手	<p>住民基本台帳から住所等の情報を入手するためには、住民基本台帳に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧又は住民票の写し等の交付によるべきものであり、ご要望のように、行政機関が保有する住所等の情報を民間でも活用可能とするデータの基盤構築については、認められません。</p> <p>一方で、死亡手続等の簡素化に向け、行政手続に加え民間手続も含めたワンストップサービスの在り方について、今回ご提案いただいた民間事業者の視点も含めて、検討中です。</p>	
300220040	30年2月20日	30年3月26日	30年9月26日	民法上の組合への法人番号の指定	<p>【提案の具体的内容】                      持株会のような民法上の組合について、国税庁長官への届出により法人番号の指定が受けられることを検討すべきである。</p> <p>【提案理由】                      持株会は税務審に対して、「信託の計算書」名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書」を提出する義務がある。持株会の組織形態には「民法上の組合」「権利能力なき社団」「任意団体の3つが存在するが、大半は民法上の組合として設立されている。その場合、当該持株会に法人番号は付番されないため、支払者の番号欄には理事長の個人番号を記載することになるが、持株会では事務局長の事務担当者が実務を担う場合が多く、理事長の個人番号の収集・管理にかかる負担が生じている。                      ・そこで、国税庁長官への届出により、持株会のような民法上の組合に対しても法人番号を指定することを検討すべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会 行政改革推進委員会	内閣府	<p>番号法39条第1項において、法人番号の付番対象は「法人等(国の機関、地方公共団体及び会社法(平成十七年法律第八十六号)その他の法令の規定により設立の登記をした法人並びにこれらの法人以外の法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という。))であって、所得税法第二百三十条、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第四百八条、第四百九条若しくは第五百五条又は消費税法(昭和六十二年法律第八十八号)第五十七条の規定により届出書を提出することとされているもの)」とされており、持株会のような民法上の組合はその対象となっておりません。</p>	番号法39条第1項	対応不可	<p>番号法は行政機関、地方公共団体その他の行政事務を処理する者が個人番号及び法人番号を有する特定の個人及び法人その他の団体を識別する機能を活用し、並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照合してこれらの同一の者に係るものであるかどうかを確認することができるものとして整備することが目的となっている法律です。</p> <p>現在、法人番号の付番対象となっていない民法上の組合等については、法人格を有しておらず、かつ、現行の個人番号利用事務において行政手続を行う際には個人番号を利用することとされていることから、付番の必要性はありません。また、仮に民法上の組合である持株会に法人番号を付番したとしても、当該持株会に係る株の売買や配当に関する確定申告は個人として個人番号を記載して行う必要があることから、個人番号と法人番号により行政機関等が一息に個人又は法人等を特定するとの法目的にもそぐいません。</p>	